

群馬地方最低賃金審議会

議事要旨
議事録

HP版議事録

(整理番号0902)

本審議会 第462回

令和6年10月30日 公開

開催日時	令和6年10月30日(水)	14時35分～14時55分	
開催場所	前橋地方合同庁舎 7階大会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
	労働者を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
	使用者を代表する委員	出席 4 人	定数 5 人
主要議題	1 特定最低賃金改正決定の審議結果について		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	<p>定刻となりましたので、事務局からご報告申し上げます。</p> <p>本日で出席の委員は、公益代表委員5名、労働者代表委員5名、使用者代表委員4名の合計14名です。</p> <p>従いまして、本審議会は、最低賃金審議会令第5条第2項に規定されます定足数を満たしており、会議が成立することをご報告いたします。</p> <p>なお、使用者代表委員の■■■■委員におかれましては、私用により欠席でございます。</p> <p>また、後日、議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員の方に内容確認をさせていただく場合がございます。</p> <p>大変恐れ入りますが、ご発言の前にお名前をおっしゃっていただきますようよろしくお願いいたします。</p>
-----	--

事務局	<p>ただいまから、第 462 回群馬地方最低賃金審議会を開催いたします。</p> <p>議事進行につきましては、 会長をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。</p>
会長	<p>会議次第に従いまして議事に入らせていただきます。</p> <p>最初に、特定最低賃金改正決定の審議結果につきまして、事務局から報告をお願いいたします。</p>
事務局	<p>特定最低賃金の各専門部会の審議経過及び結果についてご報告申し上げます。</p> <p>資料 1 をご覧ください。</p> <p>記載のと通りの日程で、鉄鋼、機械、電気及び輸送の専門部会が開催され、各専門部会では、初めに労使委員の皆様がそれぞれの立場でご意見を述べられ、その後は労使が歩み寄りつつご審議をいただきました。</p> <p>その結果、鉄鋼、機械、電気及び輸送の 4 業種すべての専門部会において、50 円の引き上げが全会一致で議決されたところでございます。</p> <p>資料 2 が各専門部会の報告書及び答申文の写しでございます。報告書と答申文は内容が同じでございます。</p> <p>今年度の報告書及び答申文の別紙につきましては、金額改正以外に一部修正がございますので、説明させていただきます。</p> <p>日本標準産業分類が本年 4 月 1 日付けで改定されたことに伴い、特定最低賃金の件名及び適用業種の範囲について、「カンマ (,)」から「読点 (.)」に修正することとされております。</p> <p>いずれも、報告書及び答申書の別紙の項目 2 の「適用する使用者」の内容についてです。業種ごとに説明させていただきます。</p> <p>まず、鉄鋼製造業についてですが、1 乃至 2 行目の「鑄鉄管」と「可鍛鑄鉄」の間及び 3 行目の「管理」と「補助的経済活動」の間について、前年度まで「カンマ (,)」であったところ、お手元の写しのとおり「読点 (.)」に修正したことをご報告いたします。</p> <p>続きまして、一般機械器具製造業です。8 行目に記載されております「管理」と「補助的経済活動」の間について、前年度まで「カンマ (,)」であったところ、お手元の写しのとおり「読点 (.)」に修正したことをご報告いたします。</p> <p>続きまして、電気機械器具製造業です。3 行目に記載されております「管理」と「補助的経済活動」の間について、前年度まで「カンマ (,)」であったところ、お手元の写しのとおり「読点 (.)」に</p>

修正したことをご報告いたします。

最後の輸送用機械器具製造業ですが、2行目に記載されております「管理」と「補助的経済活動」の間について、前年度まで「カンマ(,)」であったところ、お手元の写しのとおり「読点(.)」に修正したことをご報告いたします。

それでは、代表して鉄鋼専門部会報告書を読み上げさせていただきます。

なお、その他の専門部会の報告書につきましては、別紙の時間額のみ読み上げさせていただき、ご報告とさせていただきたく存じます。

よろしく願いいたします。

事務局

【報告書の読み上げ】

事務局

以上でございます。

会長

ありがとうございました。

ただいま、事務局から各専門部会の審議結果の報告がございました。4業種の専門部会を代表して、私から所感を述べさせていただきます。

特定最低賃金の改正にあたりまして、労使委員の皆様がイニシアティブを十分に発揮され、4業種の専門部会で真摯に審議していただきました。

その結果、50円の引き上げ額として、すべての専門部会において全会一致で議決されたということは、我々公益委員としても本当に感謝しているところです。

大変ありがとうございました。

委員の皆様で、感想も含めてご意見などがございましたらお聞かせいただければと思います。

労働者側委員からいかがでしょうか。

■■■■委員お願いいたします。

■■■■委員

労働側委員の■■■■です。よろしくお願いいたします。

今回の特定最低賃金の審議は、昨今の原材料費やエネルギーコストの上昇、為替変動等で経営環境が厳しい状況にある中で、使用者委員の皆様には真摯な議論をしていただいたことに感謝申し上げます。

その結果、今年度の引き上げ額については、地域別最低賃金と同様に、我々労働者側の主張に対して、精一杯歩み寄っていただき、

<p>会長</p>	<p>4業種すべてで地方最低賃金の引き上げと同額の50円で合意できました。重ねて感謝申し上げます。</p> <p>また、公益委員の皆様にもご理解、ご協力いただいたことに感謝申し上げます。</p> <p>今年度の引き上げ額50円は、地域別最低賃金とともに昨年に引き続き、過去最高額となりますので、この改定結果を真摯に受けとめ、これまで築いてきた良好な労使関係の下、魅力ある群馬県としていくことが重要と考えています。</p> <p>引き続きよろしくお願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、使用者側委員からはいかがでしょう。</p> <p>■■■■委員お願いいたします。</p>
<p>■■■■委員</p>	<p>使側委員の■■■■でございます。</p> <p>今回は、なかなか調整が大変な状況で、どういうところが落としどころになるのかなど、非常に大変な打ち合わせになった訳ですが、結果として過去最高額の50円の引き上げという形になりました。</p> <p>昨年も過去最高の41円でありましたが、以前から使側として申し上げてきたとおり、地賃の目安が今回50円で上がりましたので、この調子で地賃の上がり方が大きければ、特定最低賃金は不要ではないかという見方があります。けれども、今回いろいろな調整の中で、50円という形で回答させていただきました。次年度に向かって、特定最低賃金の在り方につきまして、もう一度議論を進めた上で、来年度に臨みたいなと思っておりますので、ぜひ労側の皆様にもご協力いただければと思います。</p> <p>ありがとうございました。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>公益委員の先生方はいかがでしょう。</p>
<p>公益委員</p>	<p>【特になし】</p>
<p>会長</p>	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>そのほかの委員の先生方はいかがでしょう。</p>
<p>各委員</p>	<p>【特になし】</p>

<p>会長</p>	<p>よろしいでしょうか。 無いようでしたら、次に進めさせていただきます。 その他につきまして、事務局から何かございましたらお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>今後の予定等について4点ご説明いたします。 1点目は、異議申出の締切日でございます。 本日、この後に4業種の異議申出の公示を行います。 異議申し出の締切日は、15日後の11月14日の木曜日となり、この間に異議申出があった場合は、11月15日の金曜日の午前10時から異議申し出に対する審議会を開催してご審議いただくこととなります。 つきましては、11月15日に審議会を開催する、開催しないのご連絡は、異議申出の締め切り日待つ必要がありますので、11月14日の木曜日の午後5時頃にメールにてお知らせをさせていただきますと存じます。ご承知いただきますようお願いいたします。 なお、電話連絡を希望される委員の先生方は、個別にお申し付けくださいますようお願いいたします。 2点目は、効力発生予定日でございます。 特定最低賃金の効力発生日は、4業種同一日とされております。 異議の申出がなく、官報公示の手続きが順調に行われた場合、効力発生日は最短で12月28日の土曜日となる予定でございます。 ただし、官報に掲載できる件数には限度があるため、諸事情により官報掲載日がずれて、効力発生日が遅れる場合もございますので、ご了承いただきますようお願いいたします。 3点目でございます。 官報公示に際しまして、公示文は法令用語に準拠する必要がありますので、答申内容に影響を及ぼさない軽微な訂正が行われることがあります。 その際には、最低賃金審議会長にご相談申し上げ、ご承認をいただくことといたしますので、併せてご了承をお願いいたします。 4点目でございます。 来年度の特定最低賃金の意向の確認、意向表明等にかかる審議会につきまして、委員の皆様よりご都合を確認させていただきました。 その結果、令和7年3月4日の火曜日、午後2時30分から開催させていただくということをお願いしたいと存じます。日程の確保をよろしくお願いいたします。 また、最低賃金の改正等の申出を行う業種につきましては、その</p>

	<p>意向について、来年2月上旬を目途に群馬労働局長あて文書でご提出をお願いいたします。 以上でございます。</p> <p>ただいま、事務局から4点、ご説明がありました。</p> <p>1点目は、異議申出に係る審議会の開催についてです。例年は異議の申出がないことから開催しておりませんが、今年状況は事務局からの連絡を確認していただき、異議申出があった場合には委員の先生方の出席をお願いします。</p> <p>2点目は、発効予定日です。特定最低賃金の効力発生日は4業種同一日となっているところであり、最短で12月28日の土曜日になりますが、諸事情により官報公示日がずれて遅れる場合もあるとのことです。</p> <p>3点目は、答申内容に影響を及ぼさない軽微な訂正が行われる場合の確認についてです。</p> <p>4点目は、来年度の特定最低賃金の意向確認、意向表明に係る審議会の日程を令和7年3月4日の火曜日に設定するという事です。このため意向表明は2月上旬までをお願いしたいことです。</p> <p>以上4点につきまして、事務局提案のとおりとしてよろしいでしょうか。</p>
各委員	【異議なし】
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それではそのようにさせていただきます。</p> <p>その他、事務局から何かございますか。</p>
事務局	特にございません。
会長	委員の先生方から何かございますか。
各委員	【特になし】
会長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>ご意見等ないようです。</p> <p>以上をもちまして、本日の議題はすべて終了いたしました。</p> <p>これで第462回最低賃金審議会を閉会といたします。</p> <p>ご審議誠にありがとうございました。</p>